

仕 様 書

件 名	プロパンガス	作成年月日	令和7年1月17日
		作成者	別府駐屯地業務隊補給科 2等陸曹 出利葉 恵子

1 適用範囲

本仕様書は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、別府駐屯地（十文字原演習場を含む。）の納入場所3箇所に対する容器等の貸出、充填及びプロパンガスの納品で使用する器具はLPガス仕様に適用する。

2 プロパンガス納入場所は別紙第1及び別紙第2のとおり。

3 納入業者については、液化石油ガス法に基づき業務を実施し、その業務を第三者に委任してはならない。

4 各施設（別紙第1及び別紙第2）の供給設備（ガスメーター・調整器等及び取付工事を含む。）は、納入業者貸与とする。

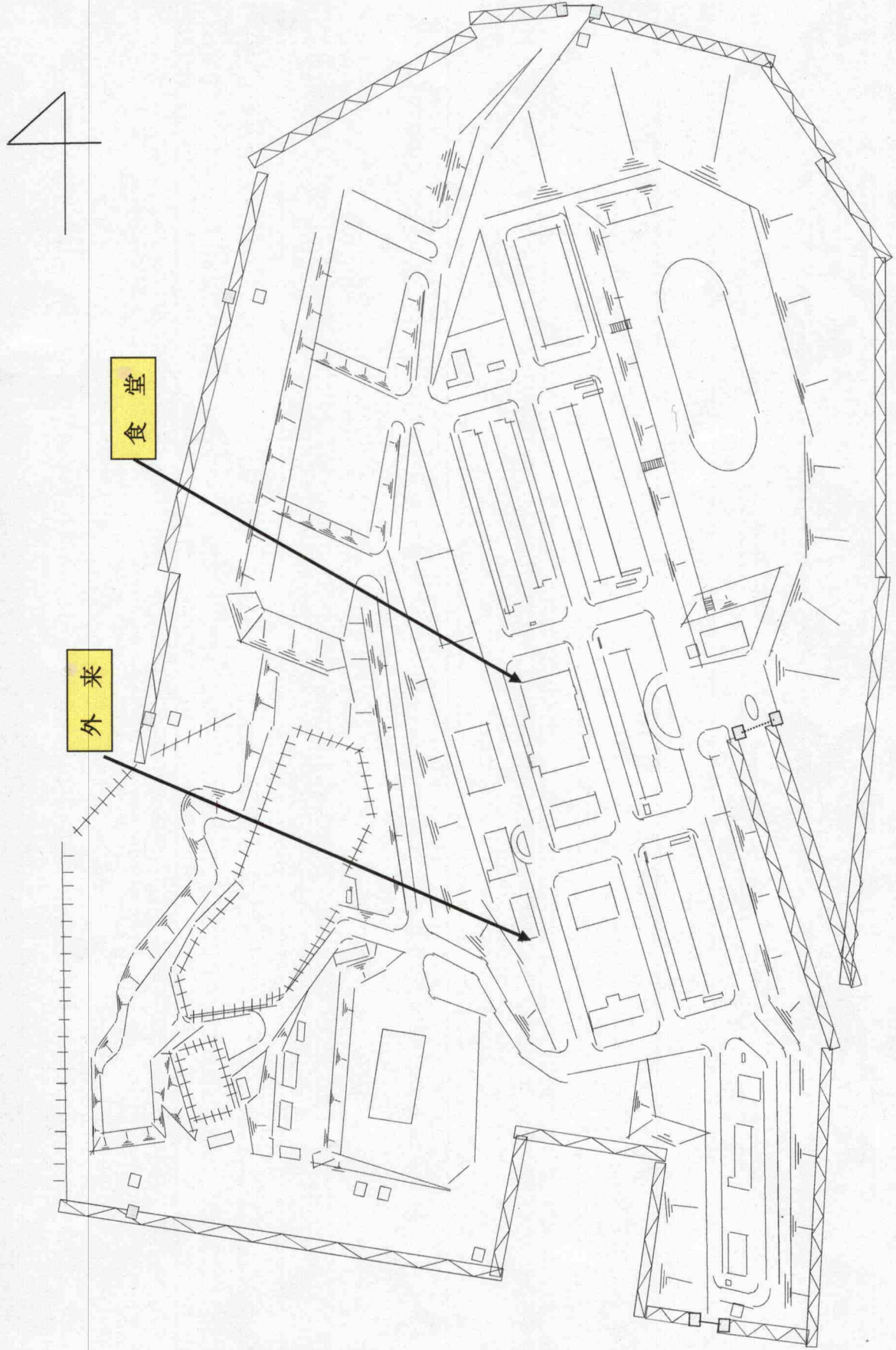
5 納入箇所の供給設備メンテナンスは、納入業者負担とする。

6 その他

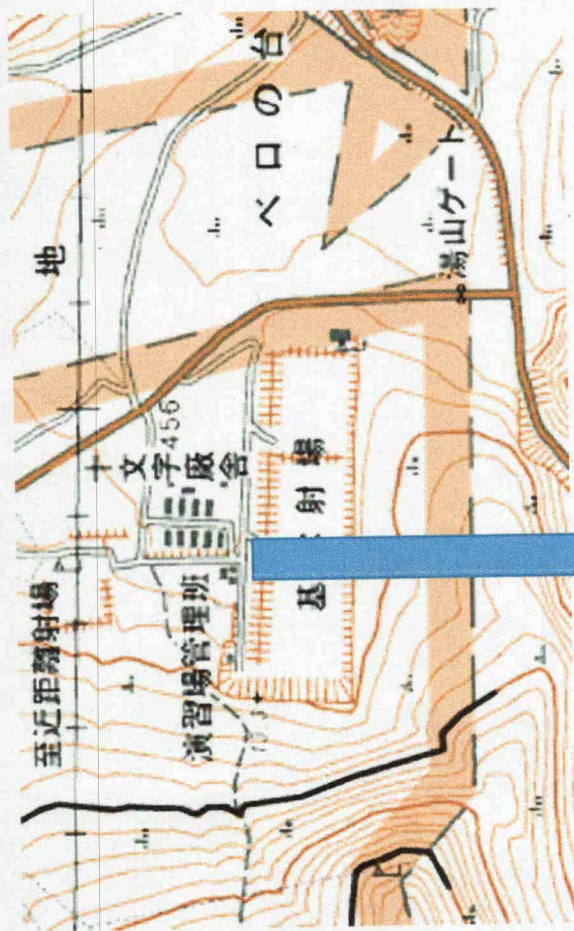
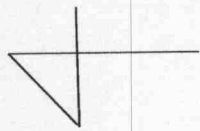
(1) 契約した業者は、器材の仕様について必ず事前に補給班担当者と打ち合わせを実施するものとする。

(2) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、補給班担当者と協議するものとする。

別府駐屯地プロパンガス配置図

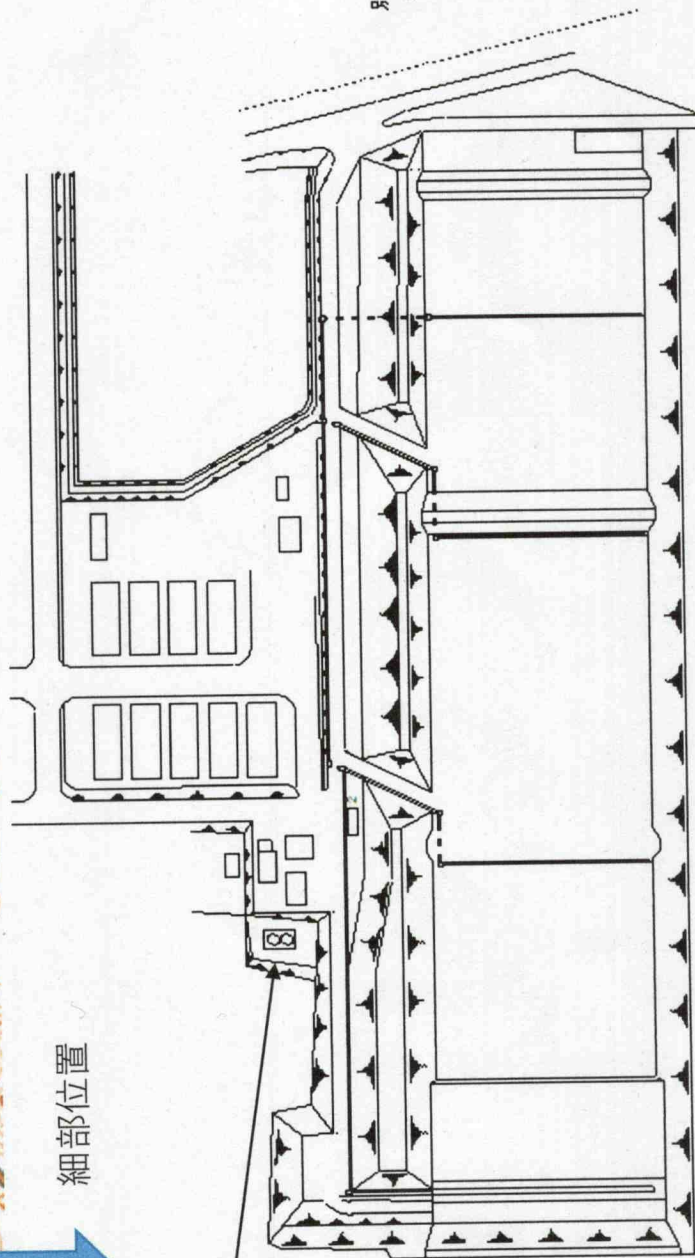


十字原演習場プロパンガス配置図



細部位置

事務室



別府市有地
(借上地)

仕 様 書

件 名	プロパンガス	作成年月日	令和7年2月27日
		作 成 者	大分弾薬支処総務科管理班 曹長 飯尾 幸一

1 適用範囲

本仕様書は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、大分分屯地の納入場所2箇所に対する容器等の貸出、充填及びプロパンガスの納品で使用する器具はLPガス仕様に適用する。

2 プロパンガス納入場所は別紙第1のとおり。

3 納入業者については、液化石油ガス法に基づき業務を実施し、その業務を第三者に委任してはならない。

4 各施設（別紙第1）の供給設備（ガスメーター・調整器等及び取付工事を含む。）は、納入業者貸与とする。

5 納入箇所の供給設備メンテナンスは、納入業者負担とする。

6 その他

(1) 契約した業者は、器材の仕様について必ず事前に管理班担当者と打ち合わせを実施するものとする。

(2) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、管理班担当者と協議するものとする。

大分分屯地プロパンガス配置図

